

5. 水資源開発関係の動向について

(1) 水資源開発基本計画について

水資源開発促進法に基づく水資源開発基本計画（以下「フルプラン」という。）については、国土交通省水資源部が中心となり、指定水系ごとに水利用の安定性の確保、既存施設の有効活用等について十分な検討を行い、水需給上の必要性等を吟味した上で順次変更作業が進められている。これまで、吉野川水系については平成14年2月、木曾川水系については平成16年6月、筑後川水系については平成17年4月、豊川水系については平成18年2月、利根川・荒川水系については平成20年7月に全部変更された。淀川水系の全部変更については平成20年6月に国土審議会水資源開発分科会の審議が行われ、手続きが進められているところである。また、利根川・荒川水系、木曾川水系の一部変更についても平成21年1月に国土審議会水資源開発分科会の審議が行われ、手続きが進められているところである。吉野川水系については、計画の達成度について点検を行うことを目的とした中間評価の審議が行われている。

フルプランの全部変更で最も基本となるのは、将来の水の需給を想定する作業で、国土交通省から関係都府県へ調査依頼がなされることとなる。しかし、将来の需給推計作業が大幅に遅れているもの、関係する市町村・事業体の推計値を単純に積み上げただけで、都府県としての精査が不十分なもの、過去のトレンドを基に、依然として過大な需要推計をしている例等が散見され、結果としてフルプランの変更作業全体に支障をきたしている場合もある。

したがって、関係都府県においては、計画変更に必要な水の需給想定調査等の実施に当たり十分に精査されたデータの提供をしていただけるよう協力方よろしく願います。

水資源開発基本計画の変更状況

| 水 系 | 変更計画閣議決定日 |
|-----------|-------------|
| 利根川・荒川 | 平成20年 7月 4日 |
| 豊川（一部変更） | 平成20年 6月 3日 |
| 木曾川（一部変更） | 平成20年 6月 3日 |
| 淀川 | 平成13年 9月14日 |
| 吉野川 | 平成14年 2月15日 |

国土審議会水資源開発分科会等の開催状況

| 分科会等 | | 開催日 |
|----------|------|-------------|
| 水資源開発分科会 | 第1回 | 平成13年 8月21日 |
| | 第2回 | 〃 12月13日 |
| | 第3回 | 平成14年10月31日 |
| | 第4回 | 平成16年 5月31日 |
| | 第5回 | 平成17年 3月24日 |
| | 第6回 | 平成18年 2月 3日 |
| | 第7回 | 平成19年12月13日 |
| | 第8回 | 平成20年 3月18日 |
| | 第9回 | 〃 6月30日 |
| | 第10回 | 平成21年 1月23日 |
| 利根川・荒川部会 | 第1回 | 平成14年 1月23日 |
| | 第2回 | 〃 5月 9日 |
| | 第3回 | 〃 10月16日 |
| | 第4回 | 平成19年 6月18日 |
| | 第5回 | 〃 8月 9日 |
| | 第6回 | 〃 10月31日 |
| | 第7回 | 〃 12月11日 |
| 豊川部会 | 第1回 | 平成14年11月 8日 |
| | 第2回 | 平成17年12月 8日 |
| | 第3回 | 平成18年 1月19日 |
| | 第4回 | 平成20年 3月 6日 |
| 木曾川部会 | 第1回 | 平成15年 7月 4日 |
| | 第2回 | 平成16年 4月13日 |
| | 第3回 | 〃 5月12日 |
| | 第4回 | 平成20年 3月 6日 |
| 淀川部会 | 第1回 | 平成14年 5月21日 |
| | 第2回 | 〃 10月31日 |
| | 第3回 | 平成19年11月26日 |
| | 第4回 | 平成20年 2月25日 |
| | 第5回 | 〃 4月24日 |

| | | |
|-------|-----|-------------|
| | 第6回 | 〃 6月13日 |
| 吉野川部会 | 第1回 | 平成13年10月19日 |
| | 第2回 | 〃 11月9日 |
| | 第3回 | 平成20年6月17日 |
| | 第4回 | 平成21年1月23日 |
| 筑後川部会 | 第1回 | 平成15年3月27日 |
| | 第2回 | 平成17年2月10日 |
| | 第3回 | 〃 3月15日 |

(2) 総合水資源管理について

国土審議会水資源開発分科会調査企画部会においては、気候変動等によるリスクを踏まえた水資源分野における対応策について、平成20年3月から検討が進められているところであり、平成20年10月にはその中間的なとりまとめがなされ、公表されたところである。

地球温暖化に伴い大規模渇水の発生や高潮災害等が懸念され、また、相互に関連を有し、同じ水系に水資源を依存する地域の中での利害調整や合意形成が必要な様々な課題が顕在化してきている。

この中間とりまとめでは、このような状況を踏まえ、今後は、一つの水系に依存する流域を単位とした水にかかわる主体が連携・調整しながら、水量と水質、表流水と地下水、平常時と緊急時を総合的、一体的に考え、対策の適切な組み合わせ、適切な順序での施策を行うことが必要であり、水資源政策を従前の「開発」を主とする方策から、「総合水資源管理」へと転換することを提案しているものである。

今後は、最終とりまとめに向けた検討がなされる予定であり、厚生労働省においても関係省庁と連携し、このとりまとめが水資源管理の効果的な枠組みとなるよう関与していくこととしている。なお、都道府県及び水道事業者等においても、水資源管理に関する意見等あれば、積極的に厚生労働省へ提出されたい。